

# 政策法務ニュースレター

・ . . . . . 現場の課題を解決するルールを創造するために . . . . .

2008.2.29 VOI.4-4

## 本号の内容

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」  
～ 県の事務に大きな変化が起こる予兆～  
収入未済の縮減に向けて「債権管理の適正化のための  
取組方針」が策定されました！  
産廃訴訟に係る知事意見書 ～ 紛争と制度改善～

千葉県 総務部 政策法務課  
政策法務室 中庁舎 6F  
電話 043-223-2157  
FAX 043-201-2612  
Eメール [houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp)

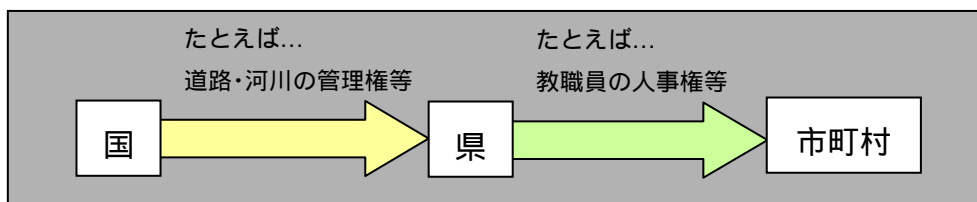
## 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」

～ 県の事務に大きな変化が起こる予兆～

### 1 実は日常業務に大きな影響が。。

地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」と聞いて、そういえば新聞に出ていたかもらいに感じているそこのあなた！実はこの「中間的な取りまとめ」の中には、皆さんの日々の業務にも**大きな影響**を与える内容を含んでいるのをご存知でしたか？

この「中間的な取りまとめ」は、**国の権限を大胆に都道府県に移譲すべきという内容（下図）**を含んでおり、一方で、（国レベルの分権が議論の中心であるため忘れられがちなのですが）**都道府県の権限を市町村に移譲すべきという内容（下図）**を含んでいることも、注目すべき部分です。



今回は、職員の皆さんに影響が大きい上図 ・ 等の個別行政分野の事務事業の見直しを中心に、しかも、「中間的な取りまとめ」の中で特に強く求められている事項を**厳選抽出**してお届けします！

### 2 「中間的な取りまとめ」とは？

厳選抽出品は次ページのお楽しみにして、まずは「中間的な取りまとめ」についてご紹介します。

平成22年に予定されている地方分権改革一括法（仮称）の制定に向け、政府が地方分権改革推進計画を策定する予定です。地方分権改革推進委員会では、今春以降に順次、その計画作成に向けて勧告を出していくことになっており、今回の「中間的な取りまとめ」は、その勧告に向けた「羅針盤」として、今後の検討の方向性を示すという意味があります。

詳しくは、地方分権改革推進委員会のホームページをぜひご覧ください。  
委員会の資料、議事録、議事要旨、会議模様動画配信も見られます。  
(<http://www.cao.go.jp/bunken-kai/kaku/iinkai/iinkai-index.html>)

ホームページでバックナンバーを見ることができます

[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/\\_abunsoyo/seihou/letter/](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/_abunsoyo/seihou/letter/)

### 3 厳選抽出の1 ～個別行政分野・事務事業の抜本的見直し

地方分権改革推進委員会が、個別分野について特に具体的かつ強く求めているもの（重点事項）の一部をご紹介します（このほかにも、多くの具体的提言がされています）。

【国の権限を自治体に移譲すべきという内容（P1図中 ）など国の権限に関するもの】

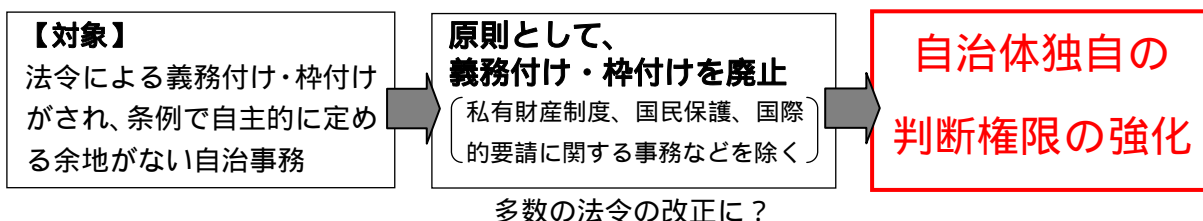
医療	・ 基準病床数の独自算定・診療報酬決定に都道府県意見の反映
生活保護	・ 生活扶助基準や級地の見直し等を平成20年度中に確実に実施 ・ 抜本的な改革の実施に向け、国と地方の協議の場を直ちに設定
幼保一元化	・ 入所要件としての「保育に欠ける」概念の見直し ・ 認定こども園は法施行後5年経過時点の見直しを前倒し
道路	・ 国管理の国道の維持、修繕等の管理権限を都道府県に移譲 ・ 都道府県道の認定等の国土交通大臣への協議を廃止
河川	・ 都道府県内完結河川について、すべて都道府県管理化 ・ 河川整備計画の国土交通大臣の認可・同意の廃止
農業	・ 4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲 ・ 2ha超4ha以下の農地転用許可について農林水産大臣協議を廃止 ・ 都道府県の農業振興地域整備基本方針につき国協議・同意を廃止

【都道府県の権限を市町村に移譲すべきという内容（P1図中 ）など県の権限に関するもの】

義務教育	・ 小中学校の教職員人事権を市町村に移譲 ・ 人事権移譲に伴う給与負担のあり方の見直し ・ 学級編制・教職員定数に関する市町村の権限・責任を拡大
道路	・ 市町村道との一体管理が効率的な都道府県道管理を市町村に移譲

### 4 厳選抽出の2 ～義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

自治事務（地方自治法2条8項参照）について、法令により、自治体に一定の活動の義務付けや、組織・手続判断基準等の枠付けがされていることの見直しについても触れられています。



#### コラム

#### 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例の制定

複雑化する消費者トラブルに、よりの確に対応するため「千葉県消費者保護条例」の全面的な見直しを行い「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」を制定しました。

##### 見直しの主なポイント

- ・ 不当な取引行為や架空請求などによる重大な被害の未然防止・拡大防止のため、その行為に関する事業者名等を県民に情報提供することとしました。
- ・ 禁止する不当な取引行為を明確化し、範囲を拡大しました。

## 収入未済の縮減に向けて 「債権管理の適正化のための取組方針」が策定されました！

貸付金、使用料、負担金など県が有する債権は、多くの県民が誠実に納付している一方、支払能力が有りながら納付しない滞納者がいることも事実です。

県民負担の公平性・公正性の確保のためには、滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要があります。

また、本県の財政状況は依然として厳しい状況が続いており、歳入の確保も重要な課題です。

この課題解決に向けて、収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、千葉県債権管理連絡会議が設置され、全庁的な指針となる「債権管理の適正化のための取組方針」が策定されました。

今後の事務で、対応が必要となる項目を中心に概要を紹介します。

### < 「債権管理の適正化のための取組方針」の概要 >

#### 基本方針

**滞納の未然防止**  
《日常業務における適切な制度運用》  
**債権回収の強化**  
《法的処理の活用を含む厳正な対応》  
**債権の適切な整理**  
《債権の状況に合わせた適切な処理》  
**制度管理の徹底**  
《制度運用の実効性の確保》

#### 目標

各債権について、基本方針に掲げる取組を総合的に進め、**県民負担の公平性・公正性の確保及び歳入の確保**を図る。  
各債権において、**新規滞納発生額及び過年度を含めた滞納額が前年度を下回る**ことを基本とする。

#### 集中取組期間

平成19年度から平成22年度まで

#### 推進体制の整備

**債権管理連絡会議による進行管理等**  
各部局の次長級の職員等で構成する「千葉県債権管理連絡会議」において、債権管理の適正化推進のための協議や進行管理等を行う。

**全庁的な債権管理適正化推進のための担当窓口の設置**  
総務部総務課行政改革推進室に**債権管理適正化担当**を配置し、**指導、助言及び進行管理**を行う。

具体的には、20年度から**収入未済が発生している債権ごとに個別ヒアリング**を行うなどして、「**基本方針に基づく取組**」の進行管理を実施していきます。また、債権回収に関する研修なども計画しています。

今後、連絡会議などを開催し、情報の交換や共有も行っていきます。

債権を有する課では、根拠法令、債権の現状把握などとともに、問題点の整理をお願いします。

#### 基本方針に基づく取組

日常業務では、審査の強化や記録の整備、債務者の情報収集・状況調査等を行い、滞納の未然防止を図ります。

債権回収を強化するために支払督促の申立て・強制執行等の法的処理の活用等を行います。  
収入未済債権について、その内容又は債務者等の実態に応じて、適切に整理・区分します。  
制度の見直し、納付方法の工夫、マニュアルの策定、取組の進行管理、担当職員の研修等を行い、制度管理の徹底と強化を図ります。

**今後、各担当課におかれましては、取組方針に基づき、一層の債権管理の適正化(収入未済の縮減)に取り組まれますよう、ご協力をお願いします。**

「債権管理の適正化のための取組方針」の策定について(県ホームページへのリンク)  
[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a\\_soumu/gyokaku/other/sakutei.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_soumu/gyokaku/other/sakutei.html)

# 産廃訴訟に係る知事意見書 ～紛争と制度改善～

前号で紹介した  
地裁判決の控訴  
審での動きです。

「産業廃棄物処理施設設置の許可処分取消請求事件(千葉地裁平成19年8月21日)」について(政策法務ニューズレターVol.4-3掲載)その控訴審において「控訴理由書」とともに、今後の法制度の改善につなげるために「知事意見書」を平成19年10月24日に東京高裁に提出しました。

## 控訴理由書(要約)

### 第4 経理的基礎と立地基準について(第1～第3は省略)

原判決は、周辺住民へ重大な被害を及ぼす災害のおそれと想定される程度に経理的基礎が欠けていると判示する。

しかし、そのような災害のおそれについては、経理的基礎のみならず、周辺地域の生活環境の保全など立地環境を含めて総合的に判断すべきである。

## 知事意見書の目的

産業廃棄物処理施設の設置許可においては、経理的基礎だけでなく、立地に関する基準も非常に重要な要素ですが、現行制度では、具体的かつ明確にされていません。

今後の制度改善につなげるため、控訴審の審理において、現行制度の問題点等を踏まえて裁判所に判断してもらうよう、提出したものです。

## 『産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求控訴事件に係る知事意見書』(抜粋)

- 1 はじめに
- 2 廃棄物処理法に基づく許可基準
- 3 許可基準の変遷
- 4 現行制度の問題点と見直し
- 5 最終処分場の立地のあり方

「最終処分場の立地、とりわけ周辺地形や地下水との関係を巡る紛争が多発していること、また許可制度の改善を要望している状況に鑑み、裁判所におかれても、産業廃棄物処理施設の許可制度を含めた最終処分場の立地のあり方に関して、原審のように経理的基礎の枠内で処理すべきではなく、上記4で記載した立地に関する現行法令の問題点等を踏まえてご判断いただきたいと考える。」

## < 関連情報 >

国への緊急要望は、県庁HP(廃棄物指導課)に掲載しています。

([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_sanpai/070918youbou.pdf](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_sanpai/070918youbou.pdf))

参議院環境委員会(平成19年11月20日開催)で、この訴訟に関連する質疑がありました。詳細は国立国会図書館の国会議事録検索システムをご覧ください。( <http://kokkai.ndl.go.jp/> )